

(2) 福祉健康の増進

- 2 - 1 地域社会福祉づくり
- 2 - 2 障がい者福祉の推進
- 2 - 3 高齢者福祉の推進
- 2 - 4 生活保障の確保
- 2 - 5 人権擁護・同和対策
- 2 - 6 介護サービスの推進
- 2 - 7 国民年金の推進
- 2 - 8 児童福祉の推進
- 2 - 9 母子福祉の推進
- 2 - 10 健康の増進
- 2 - 11 医療の充実
- 2 - 12 国民健康保険の充実

施策名 地域社会福祉づくり

施策の現状

- ・日本赤十字の事業は、血液事業や災害時の救援活動など人命に関する事業が中心の普遍的長期的な事業です。
- ・血液事業は、安全・安心な血液を供給するため、献血ルーム「太田 YOU 愛」と連携し、献血者の確保と迅速かつ安定的な血液の供給体制の確保に努めています。
- ・群馬県内の献血者数は横ばいですが、献血者の不適格者数が増えており、献血できない人の割合が多くなっています。
- ・民生児童委員は法律により設置されているもので、相談業務や生活支援、行政と市民の連絡調整などの活動を行っており、行政からの情報の提供及び周知を迅速かつ的確に行う必要があります。

施策の課題

- ・献血事業は、輸血の割合が高い高齢者人口の増加と献血可能人口の減少といった少子高齢社会の影響を受け、全国的に血液の不足が生じているため、若年層の献血者増を促進する必要があります。
- ・今後も安全・安心な血液を供給するため、献血ルーム「太田 YOU 愛」と連携し、献血 PR 及び啓発活動を行い、献血者の確保と安定的な血液の供給体制の確保をすることが必要です。
- ・少子高齢化や地域社会の支え合いの希薄化、住民意識の多様化などにより民生児童委員に寄せられる相談内容も多種多様化し、広い知識が必要とされるなど、民生児童委員の資質の向上が求められています。
- ・個人情報保護法が情報提供を困難にしており、民生児童委員活動に支障をきたしています。
- ・「災害時要援護者対応マニュアル」を作成したが、今後、台帳の整備、個別プランの同意、作成など、マニュアルの実効性を高める必要があります。
- ・新たな取り組みとして、災害時に自力で避難することのできない高齢者、障がい者等に対する支援体制の整備が急務とされています。

施策の方向性

- ・献血者数の目標人数を 21,354 人とし、現状値より毎年 1%の献血者増を見込みました。
- ・若年層（16 歳から 29 歳）の献血者が減少していることから、学校や会社での献血 PR の強化を図ります。
- ・献血された血液の使われ方等、献血意識を高めるための情報の提供や啓発活動を推進します。
- ・「災害時要援護者避難支援登録申請書」の登録目標人数を 10,000 人とし、「災害時要援護者避難支援者台帳」の整備を行うとともに、情報の共有を目指します。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
献血者数	19,722 人	21,354 人
災害時要援護者避難支援登録申請者数	0 人	10,000 人

主な実施事業

事業名	概 要
赤十字活動の推進	日本赤十字事業の 1 つである血液事業の安心・安全な安定供給を図るため、献血への広報活動を推進します。
民生児童委員活動の充実	国より委嘱された民生児童委員に対し、職務に関する必要な指導を行い、社会福祉の増進にむけた幅広い視野や資質を持った民生児童委員の育成に努めます。

担当課

・社会支援課

施策名 障がい者福祉の推進

施策の現状

- ・市内の社会福祉法人が経営している障がい者福祉施設の障害者自立支援法への移行に関し、定員を定めて移行しなければならないため、市直営の施設を含め現有施設での定員増は極めて難しい状況にあります。また、特別支援学校、学級の卒業生が今後増加の一途をたどっているために、障害者自立支援法による通所施設等の不足が見込まれます。
- ・障害者自立支援法に基づき、地域活動支援センター等で生産活動の機会の提供や創作的活動を行う地域生活支援事業を実施しています。
社会との交流促進などを行う機能等を付加した施設として、平成 20 年 5 月に藪塚しゅんらん地域活動支援センター、平成 21 年 5 月に新田ななくさ地域活動支援センターの 2 施設を県費補助及び起債等により新築移転しました。
- ・障害者自立支援法施行前に障がい者の職業訓練や日常生活訓練等のため太田、尾島の地域に設置された施設は平成 24 年度に地域活動支援センターへ移行予定。
- ・太田地域の施設 福祉作業所(第一・第二・第三)、在宅重度心身障がい者等デイサービスセンター(両施設ともに平成 6 年 4 月開所)。
- ・尾島地域の施設 尾島ぴっころ福祉作業所(平成 7 年 3 月開所)尾島在宅重度心身障がい者等デイサービスセンター(平成 18 年 4 月開所)。
- ・利用者の障害区分は身体・知的・重度心身障がい者と広範であります。
- ・施設は全て市直営で運営し、また、定員合計は 107 名であるが、今後、高等養護学校等卒業生の受け入れ等増加が見込まれます。

施策の課題

- ・障害者自立支援法の施行に伴い、障害者の地域への移行促進が図られる中で、障害のある人が家庭や地域で自立した生活ができる社会づくりが求められています。
- ・市直営及び市内の社会福祉法人が経営する障がい福祉施設利用者の定員超過のため、受け入れる施設が不足しています。
- ・新法施行前に設置された施設の現状は、利用者への事故の未然防止と経年劣化箇所の改修計画を作成し、建物のライフサイクルコスト低減のため長期間建物を良好な状態に保つ必要があります。
- ・太田地域の施設
施設の老朽化や風雨による影響から主要構造部への損傷が懸念されるため、早期に修繕が必要です。また、照明設備、冷暖房設備機器、重度心身障がい者用の昇降浴槽及び付帯の給排水ガス設備等の交換等が必要な時期と指摘されています。
- ・尾島地域の施設 施設床壁や重度心身障がい者の入浴用リフト等の整備が必要です。
- ・デイサービスセンター部門利用者用の車椅子用送迎車輛及び福祉バスの更新が必要です。

施策の方向性

- ・障害者施策の大きな転換期を迎えた中で「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害者のライフステージに応じた様々な課題を整理し、それに対応する保健・医療・教育・雇用・生活環境などの各分野を対象にした障害者施策の総合的な計画として、第三次太田市障がい者福祉計画を策定します。

- ・市及び社会福祉法人が経営する障がい者福祉施設の新設と、社会福祉法人が施設を新設した場合の支援を行なう必要があります。
- ・老朽化施設を計画的に更新整備し、施設の効率的な維持管理に努めます。
- ・施設利用者の増加と新たなサービス体系に対応するため、将来の利用者の特性も考慮した施設を整備し維持保全する必要があります。

【指標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
障がい者福祉計画実施率	0%	100%
障がい者福祉施設等改修計画に基づく整備率	33.3% （2 施設/6 施設）	100% （6 施設/6 施設）

主な実施事業

事業名	概要
第三次太田市障がい者福祉計画推進事業	障がい者福祉の総合計画を平成 23 年度中に策定し、平成 23 年度から平成 27 年度（5 ヶ年）に計画を推進するものです。
福祉作業所等施設改修整備事業	新たなサービス体系への対応を図るための、施設等の更新整備

担当課

- ・障がい福祉課
- ・福祉事業課

施策名 高齢者福祉の推進

施策の現状

- ・ 人生 85 年の時代を迎え、社会、経済情勢の変化や福祉ニーズの多様化により、社会参加を望む高齢者が増えています。
- ・ 一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加し、孤立化が問題になるなど、高齢者の状況は多様化しています。
- ・ 高齢者の健康維持や介護予防などの観点から、生きがいつくりの場やふれあいの場として利用されています。
- ・ 老人福祉センター、温泉施設の利用促進を図り、社会の変化に対応したサービスを提供していかなければならない状況です。

施策の課題

- ・ 高齢化が進行している社会にあつて、高齢者数の増加とともに高齢施策の重要度はますます高まっているので、その対応策が必要となります。
- ・ 社会の変化をリードした事業を取り入れ、高齢者が主体的に生き方を選択できるような配慮が必要となります。
- ・ 団塊の世代の退職により、比較的若い年代の高齢者が増加することに伴い、老人福祉センター及び温泉施設に対する要望も多岐にわたってくることから、これらのニーズを的確に把握していくことが必要となります。

施策の方向性

- ・ 施設、設備の老朽化による故障及び事故を防止し、より快適で安全な施設運営を推進します。
- ・ 老朽化施設・設備を計画的に更新し、施設の効率的な維持管理に努めます。
- ・ 高齢者の教養の向上及びレクリエーション等の教養講座を拡充させていきます。
- ・ 高齢者ニーズを把握し、適切な健康管理につなげていきます。
- ・ できる限り介護が必要にならないよう、老人福祉センター内の機能回復訓練を充実させていきます。
- ・ 老人福祉センターの施設整備を図りサービス提供に努め利用者数を 110%に高めます。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
高齢者福祉施設修繕・改修工事計画に基づく整備率	0%	100%
老人福祉センター利用者数 (人)	152,820 人	168,000 人 (109.9%)

主な実施事業

事業名	概要
温泉施設保全事業	温泉施設内の各改修工事、修繕及び機器部品の交換等を計画的に実施し、サービス向上を推進する。
機能回復訓練機器整備事業	健康機器の整備、増設により健康維持につとめる

担当課

- ・ 高齢者福祉施設課

施策名 生活保障の確保

施策の現状

- ・倒産や派遣切り等により稼働年齢層の失業が顕著になっています。
- ・高齢者や傷病者に加え、失業による生活困窮者からの生活保護に関する相談や、生活保護申請が増大しています。
- ・失業と同時に、社宅からの退去を強いられ、ホームレスとなるケースも多数あります。

施策の課題

- ・高齢者や傷病者はもとより、本来、稼働能力を有しながらも、失業により生活困難となっている人々の生活を保障する必要があります。
- ・生活の保障と平行して、自立に向けた就労支援を行う必要があります。
- ・生活保護は生活指導を伴うものであり、原則として被保護者の所在の特定を要するため、失業による住宅喪失者やホームレスのために住宅を確保する必要があります。

施策の方向性

- ・生活困窮者に対し、より多くの適切な情報を提供することにより、自立の助長を図ります。
- ・就労支援の結果として仕事に就き、経済的に自立し、生活保護から脱却する人の割合を増大させます。
- ・住宅喪失者や、その恐れのある人に対し、必要に応じ住宅の確保を支援します。

【指標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
就労自立による生活保護の廃止	5 件	10 件

主な実施事業

事業名	概要
就労促進事業及び自立支援プログラム策定実施推進事業	自立支援を積極的に行うため、ハローワークのほか医療機関、入所施設等との連携を図る。

担当課

- ・社会支援課

施策名 人権擁護・同和対策

施策の現状

- ・「太田市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、事業を推進しています。
- ・人権についての正しい理解と認識を深めるために、市民・企業・教職員を対象に講演会を開催しています。
- ・企業を対象に冊子を配布し、啓発に努めています。
- ・解放運動団体などの事業に対し、協力・支援をしています。

施策の課題

- ・「太田市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し推進しているが、計画の推進体制の強化を図る必要があります。
- ・市民一人ひとりが人権の大切さを認識し、さまざまな人権問題に関する正しい知識を習得するため、学習できる機会を提供する必要があります。
- ・企業内の推進体制を把握する必要があります。
- ・同和問題の解決を図るため、関係住民の自主的な活動を支援する必要があります。

施策の方向性

- ・「太田市人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく施策について、内容・方法の必要性等を検証し、施策の再構築や成果等の点検を行うとともに、必要に応じて本計画を見直します。
- ・今後も講演会を開催し、継続的に啓発活動を行います。
- ・毎年度、選定した企業を訪問し、その活動が基本的人権に配慮したものとなるよう啓発に努めます。
- ・解放運動団体の事業に対し、今後も引き続き協力・支援をしていきます。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
啓発活動実施回数	5 回	5 回

主な実施事業

事業名	概要
地域人権啓発活動活性化事業	人権問題研修会開催、啓発冊子・グッズ配布 人権啓発ポスター作製、人権週間啓発 FM 放送

担当課

- ・生活そうだん課

施策名 介護サービスの推進

施策の現状

- ・平成 12 年度に始まった介護保険制度も、在宅サービスを中心に老後の安心を支える仕組みとして定着が図られました。
- ・平成 18 年度には、総費用の拡大に伴う「制度の持続可能性」が課題となり、介護保険の基本理念である「自立支援」をより徹底する観点から、制度の改正が行われ、「新予防給付の創設」「地域支援事業の創設」といった新しい施策が導入されました。この制度改正により、より充実した介護サービスが提供できる仕組みとなりました。

施策の課題

- ・高齢化が急速に進むなかで、ひとり暮らしや高齢者だけの世帯が増えているため、介護保険制度の一層の充実と保健・福祉サービスの充実、更には、一人ひとりの健康づくりや地域での支え合いが重要な課題となっています。
- ・介護を必要とする状態であっても、できる限り住み慣れた家庭や地域での生活ができるよう、居宅サービスの充実が必要です。また、在宅介護が困難な要介護者に対しては、必要な施設サービスを促進する必要があります。
- ・介護保険事業の推進や地域支援事業の展開など、介護保険事制度の適正な運営が必要です。

施策の方向性

- ・今後も介護保険制度の定着化を円滑に図るとともに、保健・福祉・生涯学習などの担当部署と連携をとり、地域特性に配慮した地域高齢者福祉という全体の枠組みのなかで、より充実した介護サービスを進めます。そのために、「介護保険事業計画」と「高齢者福祉計画」を基本とした「はつらつプラン 21」を目標とし、事業を展開します。

【指標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
介護サービスの満足度	3.594	3.735

主な実施事業

事業名	概要
介護保険事業	介護保険事業計画に基づき、介護を要する状態になっても、できる限り自立した日常生活を営めるように、必要な介護サービス（保険給付）を提供します。
地域支援事業	要支援・要介護など介護の必要な状態になる前から介護予防を推進し、高齢者が地域において自立した生活が継続できるよう、介護予防・包括的支援事業・任意事業を推進します。

担当課

- ・介護サービス課

施策名 国民年金の推進

施策の現状

- ・近年の少子高齢化の進展により、社会保障の根本をなすものとして、重要な制度となっています。

施策の課題

- ・中高年層の年金に対する期待感は強いものがあります。
- ・若年層を中心に、将来への不透明感による無関心、無理解も広がっています。

施策の方向性

- ・適切な加入手続き、免除手続き、裁定請求手続きを行い、受給権確保に努めます。
- ・広報などの活用により、国民年金制度の周知を徹底します。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
年間口座新規変更受理件数	227	320

主な実施事業

事業名	概 要
国民年金事業	健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする制度

担当課

- ・医療年金課

施策名 児童福祉の推進

施策の現状

- ・児童館は、地区ごとに設置を進めており、藪塚本町地区を除き、14館が設置されています。
- ・放課後児童クラブは、小学校区ごとに設置しており、平成22年度では45クラブあり、登録児童数は増加傾向にあります。
- ・平成22年度より71人以上の放課後児童クラブ運営事業の国庫補助金が減額される旨の通知を受けて、1クラブ70人以下への分割化を進めています。
- ・女性の社会進出により子育てと就労の両立が難しくなっており、保育所への入所希望が増えているが、保育所の数・定員枠に限りがあり入所希望者の要望に100%は応えられていません。
- ・子育て短期支援事業、ファミリーサポート事業を実施しています。金銭的負担はありますが、核家族化の影響もあり利用は増加傾向にあります。

施策の課題

- ・子育て家庭の経済的負担の軽減のため、児童手当の支給をはじめ保育料の助成、入園祝い金などが支給されているが、「子ども手当」の導入に伴い見直しが必要です。
- ・次世代育成支援対策施設整備事業は、国の支援のもと園の増改築を順次進めています。が年に2園が限界となっています。
- ・児童館は設備の一部に耐用年数を越えたものがあり、経年劣化による事故を未然に防止し、施設を延命化する必要があります。また、遊戯室に冷暖房装置が無く、設置を望む声があります。
- ・放課後児童クラブは、厚生労働省のガイドラインでは「1クラブの規模は、おおむね40人程度までとすることが望ましい」とされており、さらに「最大70人までとすること」になっています。平成22年度の1クラブ平均人数は約54人で、71人以上のクラブが4箇所あるため、早急にクラブの分割化が必要です。今後、既存の手狭な施設や老朽化した施設の整備対応も必要となります。
- ・放課後児童クラブの設置場所は、小学校の空き教室や学校敷地内又は隣接地が望ましいと考えていますが、学校から離れたところに設置されているクラブもあります。
- ・少子化とはいえ子育てと就労の両立の拡大のため、保育園のニーズは年々増加の一途をたどっており、待機児童を作らないために保育園の増改築等施設整備による定員増が課題となっています。
- ・保育園の入所状況を把握し、希望する保育園の照会をスムーズに行う必要があります。

施策の方向性

- ・児童館は藪塚本町児童館を設置して完了となりますが、老朽化施設を計画的に更新し、施設の安全な維持管理に努めます。
- ・放課後児童クラブは利用者の増加や学校の移転等により、新築や既存公共施設の改修等を行うとともに、借家等も検討しながら、ガイドラインに沿って順次整備を図っていきます。
- ・老朽化が目立つ保育園舎を把握し、園児の安全性・快適性を確保するため早急に対象園舎の施設整備を推進し、併せて、定員増を図ります。
- ・保育園との連絡を密にし、常に入所状況を把握し、入所申請者に迅速に対応します。

また、保育需要に合わせて適正な定員を確保することにより待機児童ゼロを維持していきます。

【指標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
放課後児童クラブの入所率	28.6%	48.0%
待機児童数	0	0

主な実施事業

事業名	概要
児童館施設維持補修事業	老朽化した既存の児童館の大規模修繕を実施する。
放課後児童クラブ設置改修事業	小学校新設・改修等の計画と一体的な整備で放課後児童クラブ室を設置する。また、大規模クラブ分割を図るため施設整備を行う。
保育園施設整備事業	太田市保育園施設整備計画に基づき、老朽化園舎の改築と定員増を併せた整備を推進する。
子育て短期支援・ファミリーサポート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が病気、出産、冠婚葬祭などにより、児童の養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設等で預かり養育を行う。 ・子育て中の保護者の日常生活を支援するために、サポートセンターを通じて育児の助け合いを有料で行う。

担当課

- ・児童施設課
- ・こども課

施策名 母子福祉の推進

施策の現状

- ・ 児童扶養手当の支給は、母子家庭等にとって生活の安定と自律の観点から不可欠な手当となっております。
- ・ 太田市母子会補助金は、太田市母子会が実施する母子福祉事業に要する経費の一部の補助を行っています。
- ・ 母子生活支援施設の入所支援は、母子家庭で子どもの養育が困難な場合や、夫から暴力を受ける母子の場合に施設に入所させ、保護及び母子の自立支援を行っているが、近年の離婚・DV等の増加により施設入所希望者が増えています。
- ・ 母子家庭等の自立支援の援助として、自立支援教育訓練給付事業、高等技能訓練促進費給付事業を実施しており制度の充実に伴い受給者も増加しています。

施策の課題

- ・ 児童扶養手当は、経済的支援の手当であり、今後自立にむけての子育てと就労の両立を図る支援が必要です。
- ・ 母子会は母子家庭の交流の拡大や、経済・精神面等で福祉向上の一助となっていることから、より多くの参加者の拡大が必要です。
- ・ 母子生活支援施設の入所希望者と面接を行い、総合的な判断のうえ適切な入所決定し、入所後の自立に向けた生活指導を徹底することが課題となっています。
- ・ 自立支援の援助として資格取得のための高等技能訓練促進費給付事業は、周知もされ希望者も増えてきているが、資格試験、授業料等の説明を含む事前相談の徹底が必要です。

施策の方向性

- ・ 母子生活支援施設と連絡を密に行い、早期自立に向けての生活指導を目指します。
- ・ 自立支援事業として、「自立支援訓練給付事業」「高等技能訓練促進費給付事業」に加え「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」を実施し、多様な就業支援を目指します。
- ・ 子と生計を同じくする父子家庭の父に児童扶養手当の支給対象を拡大します。

【指標】

指標名	現状値（平成20年度）	目標値（平成28年度）
母子家庭の自立支援	5	30

* 「自立支援教育訓練給付金」と「高等技能訓練促進費」の年間支給者数

主な実施事業

事業名	概要
ひとり親家庭等の在宅就業支援事業	技能取得のための訓練プログラムを実施し、訓練手当の支給と就業までの支援を行う。
母子家庭自立支援給付金事業	経済的支援により資格取得やスキルアップの機会を拡大し自立を図る。

担当課

- ・こども課

施策名 健康の増進

施策の現状

- ・高齢社会が進展するなかで、脳疾患・心疾患等重篤で複数診療科にまたがる疾患が増加していますが、高度な救急医療に対応のできる医療機関は、県央に偏在しているため、市内に高度救急医療の機能を有した施設が必要となっています。
- ・本市の基幹病院である総合太田病院の移転建替事業を支援しながら、この機にあわせて本市としての高度救急医療施設の充実を図るための整備事業を進めています。
- ・移転用地の確保・土地収用法にかかる事業認定を取得し、平成 22 年度建設工事着工、24 年 6 月頃開院の予定です。
- ・地域医療の疲弊が問題となっており、内科・産科・小児科・脳外科などの診療科目を中心とした医師不足が深刻化しています。
- ・市内救急病院の勤務医師についても不足する傾向が続いています。
- ・本市における救急医療体制は、総合太田病院を中心とした市内 6 つの民間救急医療告示病院によって支えられていますが、本来、救急医療の運営は不採算であるところ、医師不足とあいまって、近年の運営はさらに苦しく、公的助成なくしては、運営維持が困難な状況です。
- ・市民の健康づくりへの関心は高いものがあります。太田市健康づくり計画「健康おおた 21」を推進していくため、市民、行政及び関係団体からなる太田市健康づくり推進協議会を設置・開催しています。協議会においては、健康づくり関連事業の実施状況を確認するとともに内在する課題の提起と解消に努めています。
- ・保健事業は、太田市保健センターの建設当時と比べ、大きく変化し、事業の多様化により現施設では効率的な事業運営が難しく、プライバシー保護・バリアフリー対策面においても利用者に対する配慮が不十分となっています。加えて、同敷地内には、他 3 施設が併設されており慢性的な駐車場不足となっているため、利用者に対する利便性低下の解消が困難な状況となっています。

施策の課題

- ・24 時間体制で救命救急に対応のできる機能を有する高度救急医療施設の整備が急務となっています。
- ・高度救急医療施設完成後の管理運営体制について、検討する必要があります。
- ・安全・安心なまちづくりの推進のため、6 つの民間救急医療告示病院の維持存続を確保し、これ以上地域の医療資源が減少することのないよう財政支援を行っていく必要があります。
- ・市民の健康増進を図るため、太田市健康づくり推進協議会をより一層活用し、内在する課題解消を図る必要があります。
- ・太田市健康センターは、施設の老朽化がすすむとともに、多様化した保健事業への対応が困難となっており、効率的な事業運営ができるプライバシー保護・バリアフリー対策等利用者に対する配慮した施設整備が急務となっています。

施策の方向性

- ・高度救急医療施設完成後は、（仮称）新総合太田病院を指定管理者として運営させることを検討していきます。
- ・より良い地域医療の推進が図られるよう、新病院と関係者による高度救急医療施設運営委員会等を設置し、検討していきます。
- ・高度救急医療施設として機能整備された（仮称）新総合太田病院を中心とした6民間救急医療告示病院による救急医療体制が維持され、市民のための効率的な救急医療が確保されるよう、医師不足問題が改善されるまで、公的支援を継続します。
- ・「健康おおた21」は、平成29年度を最終目標としています。中間年度を目安に、中間評価を実施し、計画を推進していくうえでの目標達成に向けた課題の整理と取組内容の見直し・改善を太田市健康づくり推進協議会で協議していきます。
- ・新太田市保健センター建設事業は、プライバシー保護・バリアフリー対策などの利便性・快適性を重視し、市民の健康づくりに対するさまざまな要求に対応できるよう充実した施設を整備していきます。

【指 標】

指標名	現状値（平成20年度）	目標値（平成28年度）
高度救急医療施設整備運営委員会等の設置	0	100%
救急医療告示病院数	6	6
「健康おおた21」特定7分野事業の課題解消率	0	90%
新保健センターの整備	0	100%

主な実施事業

事業名	概要
高度救急医療施設の運営	運営委員会等を設置し、適切な運営について検討を行う。
救急医療対策助成事業	市内6民間救急医療告示病院の運営の補助事業
「健康おおた21」の推進	関係機関と連携し、生活習慣病予防と健康増進のための特定7分野事業を推進し進捗管理を行う。
新太田市保健センター建設事業	現在の太田市保健センターが老朽化しているため、建設にかかる調査・研究を行い、建設事業を推進する。

担当課

- ・健康づくり課

施策名 医療の充実

施策の現状

- ・老人保健事業は、今後、増大する対象者に対して持続可能な制度とするため、国は、平成 18 年度に老人保健制度の制度改正を行い、平成 20 年度より後期高齢者医療制度として施行されています。
- ・福祉医療においては、小児、重度心身障害者（高齢重度を含む）母子・父子家庭等の受給資格者が保険診療を受けた際の自己負担分を助成しています。
特に小児については、平成 20 年 10 月以降、入院・外来ともに対象が中学 3 年生までとなり、その充実が図られています。

施策の課題

- ・後期高齢者医療制度の廃止が予定されており、今後、どのような制度になっていくのか不透明であります。
- ・福祉医療は、支給対象者自らが申請し、市がその資格を認定するものであるため、該当者の申請漏れ等が発生しないよう努める必要があります。
また、その資格区分に基づく有効期限が定められるとともに、必要に応じ、更新手続きが義務付けられているものであることから、適正な医療費を支出していく上で、資格等の的確な把握が必要です。

施策の方向性

- ・新しい高齢者医療制度の創設に当っては、平成 22 年度中に意識調査の実施、公聴会を開催の後、最終取りまとめ、平成 23 年度中の法案成立。その後、施行準備に 2 年を要し平成 25 年 4 月に施行のスケジュール（見込み）が国から示されています。
- ・福祉医療については、今後も庁内関係部署との綿密な連携のもと、受給資格者の把握と住民に対する制度の周知に努めていきます。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
福祉医療費受給資格者数	43,751 人	49,000 人

主な実施事業

事業名	概要
老人保健事業（後期高齢者医療制度）	制度の周知、各種申請の受付、人間ドック検診費の助成及び保険料の徴収
福祉医療事業	受給資格者の健康管理の向上を目的とした福祉医療費の助成

担当課

- ・医療年金課

施策名 国民健康保険の充実

施策の現状

- ・国民健康保険は、不況によるリストラや高齢化の進展に伴う加入者が増加し、医療費も年々増加の傾向を示しています。
- ・事業運営を取り巻く状況も非常に厳しいものとなっており、増加している滞納者への対策や外国人に対する適正な資格管理なども重要な課題となっています。
- ・これらの状況を踏まえ、保険資格や事業推進における医療費の適正化に努めるほか、特定健診や特定保健指導の実施により給付の低減化に努めるなど、制度の適正な運営を推進しています。

施策の課題

- ・財源を確保することにより国保財政を安定的に運営する必要があります。
- ・医療費が増え続けているため、抑制する必要があります。
- ・特定健診・特定保健指導の受診率と実施率が、目標値を下回る結果となっています。

施策の方向性

- ・国民健康保険資格の適用の適正化を図ることにより、適正な財源を確保します。
- ・制度の周知と資格管理を徹底することで、適正な医療費支出に努めます。
- ・特定健診・特定保健指導をはじめ、各種保健事業の周知・啓発を徹底し推進することで、生活習慣病の予防など市民の健康維持増進を図ります。

【指 標】

指標名	現状値（平成 20 年度）	目標値（平成 28 年度）
加入世帯数（世帯）	34,129	33,510
被保険者数（人）	64,843	61,588

主な実施事業

事業名	概要
国民健康保険事業	国保被保険者の疾病、負傷、出産、又は死亡に関して、必要な保険給付を行う。

担当課

- ・国民健康保険課